

(証券コード 8613)
平成19年 6月12日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目5番2号
丸 三 証 券 株 式 会 社
代表取締役 長 尾 榮次郎
社 長

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成19年 6月26日（火曜日）午後 5時 10分までに**議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否を入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、13頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年 6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル2階 ベルサール神田 ホール

開催場所が昨年までと異なっております。

16頁から20頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご来場ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第87期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 社外監査役としての補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役賞与支給の件
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役に
対する退職慰労金打ち切り支給の件
第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件
第8号議案 当社取締役に對するストックオプション報酬額および内容決定の件

（なお、報告事項に関する添付書類につきましては、同封の「第87期報告書」（2頁から59頁）に記載）
のとおりであります。

4. その他議決権の行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 当社定款第18条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。

5. 記載事項を修正する場合の周知の方法

株主総会参考書類ならびに同封の第87期報告書に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.marusan-sec.co.jp>）において、修正後の内容を掲載し、お知らせいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、内部留保を充実させることにより企業体質の強化をはかりつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。また、好況期には、安定的なものを意識しつつも、毎期の業績変化をより反映したものとす所存であります。

当期の業績は、前期に比べ減益となりましたので、配当金につきましては、期末普通配当を1株につき10円とさせていただきたいと存じます。また、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、前期に引き続き当期におきましても、1株につき50円の特別配当を実施させていただきたいと存じます。

これにより、当期の期末配当は、普通配当10円に特別配当50円を加え、1株につき60円となります。

なお、1株につき10円の普通配当を中間配当として既にお支払いしておりますので、当期の配当合計は1株につき70円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 60円（普通配当10円、特別配当50円）

なお、配当総額は 4,422,085,500円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月28日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,975,024,497円

別途積立金 447,061,003円

## 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役西澤益男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役米田摂津太郎氏は本総会終結の時をもって取締役を辞任されますので、新任1名を含む取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであり、西澤益男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | にし ざわ ます お<br>西 澤 益 男<br>(昭和16年11月22日生) | 昭和35年4月 大和証券株式会社入社<br>昭和60年4月 同社秘書室部長<br>昭和62年4月 同社転換社債部長<br>平成元年5月 同社営業副本部長<br>平成元年6月 同社取締役<br>平成3年6月 同社常務取締役<br>平成7年6月 大和証券投資信託委託株式会社 専務取締役<br>平成11年6月 同社代表取締役副社長<br>平成15年6月 当社社外取締役<br>現在に至る         | 10,000株     |
| 2     | たか はし こう じ<br>高 橋 耕 司<br>(昭和30年5月7日生)   | 昭和53年4月 株式会社日本興業銀行入行<br>平成8年3月 同行営業第七部第三班 副参事役(班長)<br>平成10年6月 同行営業第七部第三班 参事役(班長)<br>平成10年11月 同行管理部 参事役<br>平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 管理部次長<br>平成16年4月 同行仙台営業部部長<br>平成19年4月 同行ヒューマンリソースマネジメント部付参事役<br>現在に至る | 0株          |

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について  
各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

西澤益男氏につきましては、証券経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

西澤益男氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役中久保慎一および久芳健次の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任1名を含む監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであり、このうち中久保慎一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | なかくほ しん いち<br>中久保 慎 一<br>(昭和26年10月27日生) | 昭和50年4月 三菱信託銀行株式会社入社<br>平成7年5月 同社投資顧問部ファンドマネージャーグループ 主任ファンドマネージャー<br>平成11年2月 米国三菱信託銀行株式会社 取締役社長<br>平成14年5月 三菱信託銀行株式会社 資産管理部副部長<br>平成15年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る<br>平成16年6月 丸三ファイナンス株式会社監査役<br>現在に至る | 2,000株      |
| 2     | こくほ つね ちか<br>小久保 恒 哉<br>(昭和21年4月5日生)    | 昭和44年4月 当社入社<br>平成2年2月 当社株式部長<br>平成4年6月 当社本店営業部長<br>平成5年6月 当社取締役本店営業部長<br>平成9年3月 当社取締役労務担当、人事部長兼総務部長<br>平成15年6月 当社執行役員人事部・労務担当、総務部長<br>平成18年6月 当社参与<br>現在に至る                                   | 2,000株      |

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

中久保慎一氏につきましては、大手金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が現に社外監査役である場合、当該候補者の在任中において、当社が法令または定款に違反した事実その他不正な業務執行が行われた事実、および当該候補者がその事実の発生予防および発生後の対応として行った行為について

株式会社キャッツ株式に係る相場操縦事件に関連して証券取引法第42条第1項第9号（証券会社とその役職員の不正取引の禁止）に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第3号（実勢を反映しない作為的相場が形成されることを知りながら、一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為）違反の指摘を受け、平成16年8月9日より3日間、本店投資営業部の一部業務停止命令（行政処分）を受けました。

本件は、本店投資営業部の歩合外務員による平成13年6月8日から平成13年7月10日における売買取引の受託が違反行為に該当しており、中久保慎一氏の就任前であります。事件発覚後は、内部管理体制のモニタリングを強化し改善状況の把握、確認を行っております。

(3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

中久保慎一氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

#### 第4号議案 社外監査役としての補欠監査役1名選任の件

平成18年6月27日開催の定時株主総会において、補欠社外監査役に選任されました森勇氏の選任の効力は、本総会が開催される時までの間とされており、改めて社外監査役の補欠者1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠者については、社外監査役の法定員数を欠いたことを監査役就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間となります。

また、この決議の効力は、来年の定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                  | 所有する当社の<br>株式の数 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| もり いさむ<br>森 勇<br>(昭和23年2月23日生) | 昭和54年3月 日本大学大学院法学研究科 博士後期課程修了<br>平成元年4月 獨協大学法学部教授<br>平成11年2月 弁護士登録(東京弁護士会所属)<br>現在に至る<br>平成16年4月 中央大学大学院法務研究科(法科大学院)教授<br>現在に至る | 0株              |

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 補欠社外監査役候補者の選任理由について

森勇氏につきましては、法学部および法科大学院において、長年、民事法・民事手続法の教育・研究に従事し、また約9年間にわたり弁護士として実務にたずさわっておられ、幅広い経験を通じて養われた見識を、監査役に就任された際には、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の補欠者としての選任をお願いするものであります。

(2) 当候補者は過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、当社が当該候補者は社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由は、以下のとおりであります。

森勇氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記(1)のような職にあつて紛争処理または予防法学の視点に立った企業法務に通じており、企業経営をモニタリングする十分な能力・経験をもっておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。



## 第5号議案 取締役賞与支給の件

当社は、平成17年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役報酬額について、年額2億円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、この報酬額とは別枠として、当期の業績に対する取締役の労に報いるため、当期の業績、従来に支給した取締役賞与金の額、その他諸般の事情を勘案し、当期末時点の社外取締役1名を除く取締役6名に対し、取締役賞与総額30百万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を辞任されます米田摂津太郎氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを、平成19年5月17日開催の取締役会で決議いたしました。

つきましては、本総会終結時に在任する取締役長尾榮次郎、清水俊文、水野善四郎、中野 茂、智田農の5氏に対し、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役の基本退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規程」に基づき、

最終報酬月額 × 在任年数 × 1.3 (定率係数)

により算出した金額となります。

なお、業績貢献度等によって、基本退職慰労金の20%の範囲で増額、50%の範囲で減額することができます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名      | 略 歴                    |
|----------|------------------------|
| 米 田 摂津太郎 | 平成18年6月 当社取締役<br>現在に至る |



役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役各氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名       | 略 歴                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長 尾 榮 次 郎 | 昭和49年11月 当社取締役<br>昭和53年12月 当社代表取締役専務取締役<br>昭和61年5月 当社代表取締役副社長<br>平成元年12月 当社代表取締役社長<br>現在に至る |
| 清 水 俊 文   | 平成18年6月 当社代表取締役副社長<br>現在に至る                                                                 |
| 水 野 善 四 郎 | 昭和57年12月 当社取締役<br>昭和63年5月 当社常務取締役<br>平成元年4月 当社専務取締役<br>現在に至る                                |
| 中 野 茂     | 平成18年6月 当社取締役<br>現在に至る                                                                      |
| 智 田 農     | 平成18年6月 当社取締役<br>現在に至る                                                                      |

## 第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを、平成19年5月17日開催の取締役会で決議いたしました。

つきましては、本総会終結時に在任する監査役中久保慎一、築地原和夫、片桐正雄の3氏に対し、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その具体的金額、支給の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

監査役の基本退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規程」に基づき、

最終報酬月額 × 在任年数 × 0.8 (定率係数)

により算出した金額となります。

なお、功績等によって、基本退職慰労金の20%の範囲で増額、50%の範囲で減額することができます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の対象となる監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名       | 略 歴                      |
|-----------|--------------------------|
| 中 久 保 慎 一 | 平成15年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る |
| 築 地 原 和 夫 | 平成16年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る |
| 片 桐 正 雄   | 平成17年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る |

## 第8号議案 当社取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

当社は、平成17年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役報酬額について、年額2億円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、この報酬額とは別枠として、来年の定時株主総会までの間に、当社取締役に対して報酬として新株予約権を17百万円の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものです。

ストックオプション付与対象者は、第2号議案の取締役の選任議案が承認可決されることを条件として1名であります。

当社取締役に対して付与する新株予約権の内容は、下記のとおりであります。

### 記

(新株予約権の内容)

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 20,000株を総株数の上限とする。

(3) 発行する新株予約権の総数

200個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込み金額は、次により決定される1株当たりの払込み金額に、(3)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込み金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における終値平均値に105%を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の終値を下回ることを得ない。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権付社債による行使の場合を除く）するときは、次の算式により払込み金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込み金額} = \text{調整前払込み金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込み金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日後2年を経過した日から8年以内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の条件

本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、(7)の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンから当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotepj.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成19年6月26日（火曜日）の午後5時10分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotepj.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否を入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for handwriting practice.



## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田美土代町7番地  
住友不動産神田ビル2階 ベルサール神田 ホール



### ■ アクセス

- ・都営地下鉄新宿線「小川町駅」下車、最も新宿寄り改札口を出てA6エレベーター地上出口より徒歩約4分
- ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」下車、小川町交差点方面改札口よりB6出口を経て徒歩約5分
- ・東京メトロ丸の内線「淡路町駅」下車、小川町方面改札口よりA6エレベーター地上出口を経て徒歩約7分  
須田町方面改札口よりA2出口を経て徒歩約9分
- ・東京メトロ銀座線「神田駅」下車、須田町方面改札口より5番出口を経て徒歩約10分  
内神田方面改札口より4番出口を経て徒歩約11分
- ・JR「神田駅」下車、北口改札口より徒歩約11分

◎駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。

## (1) 都営地下鉄新宿線「小川町駅」下車の場合

同駅には改札口が3ヶ所あり、改札口に名称がありません。

同駅下車の場合は、プラットフォームの最も新宿寄りの階段（エスカレーターあり）を登ったところの改札口から出てください。改札口の目の前に「A6地上出口行エレベーター」がありますので、これを利用して地上に出てください。そこから下図をご参照の上、ベルサール神田にお越しください。エレベーター地上出口より約300歩の距離です。

尚、エレベーターが混雑している場合、B6出口からもお越しいただけます。



## (2) 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」下車の場合

同駅下車の場合は、「小川町交差点方面改札口」から出てください。  
地下通路のB6出口から地上に出てください。そこから下図をご参照の上、ベルサール神田にお越しください。改札口より約400歩の距離です。



### (3) 東京メトロ丸の内線「淡路町駅」下車の場合

- ① 大手町方面から同駅下車の場合は、「小川町方面改札口」より出てください。

地下通路のA6を目指してください。A6に着くと「A6地上出口行エレベーター」がありますので、これを利用して地上に出てください。地上出口からの道順は、下図をご参照の上、ベルサール神田にお越しください。約500歩の距離です。尚、エレベーターが混雑している場合、B6出口からもお越しいただけます。

- ② 池袋方面から同駅下車の場合は、駅構内の地下通路で「小川町方面改札口」に出られます。

階段の登り下りを減らしたい方は、「須田町方面改札口」を出てA2から地上に出てください。そこから下図をご参照の上、ベルサール神田にお越しください。改札口より約700歩の距離です。



#### (4) 東京メトロ銀座線「神田駅」及びJR「神田駅」下車の場合

- ①銀座線「神田駅」の「須田町方面改札口」より出ますと、地上への出口は5番出口です。  
5番出口は、秋葉原方面に向かっていきますので、少しJR神田駅方向に戻って中央通りを渡り、下図の5番出口からの道順をご参照の上、ベルサール神田へお越しください。改札口より約800歩の距離です。
- ②同駅下車で、「内神田方面改札口」より出る場合は、4番出口より地上に出てください。  
4番出口も秋葉原方面に向かっていきますので、少しJR神田駅方向に戻って下図の4番出口からの道順をご参照の上、ベルサール神田にお越しください。改札口より約900歩の距離です。
- ③JR「神田駅」下車の場合、「北口改札口」を出てください。  
北口出口の正面の「富士そば」と「プロミス」の間の道を通って、神田警察通りに出てください。そこからの道順は②と同じです。下図をご参照の上、ベルサール神田にお越しください。改札口より約900歩の距離です。

